

○使用の認可をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年5月26日法律第87号。以下「法」という。）第16条各号の要件を全て充足するものと判断されるため、使用の認可をしたものである。

1 法第16条第1号の要件への適合性

一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業（以下「本件事業」という。）は、寝屋川北部地下河川排水機場から讃良立坑までの本川（延長約11.2km）及び本川途中に位置する鶴見立坑から松生立坑までの支川（延長約3.1km）から構成される延長約14.3kmの地下河川を整備する事業である。このうち、本川のうち鶴見立坑から讃良立坑までの区間は既に整備が完了し、支川は現在事業施行中である一方、本川のうち寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑までの区間は工事未着手の状況にある。

また、申請に係る事業は、本件事業のうち、工事未着手の状況にある寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑までの区間の一部である3区間（延長計約2.2km）に係る事業である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第4条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、申請に係る事業は、「事業が第4条各号に掲げるものであること。」との法第16条第1号の要件を充足するものと判断される。

2 法第16条第2号の要件への適合性

(1) 対象地域で施行されるものであること

申請に係る事業の事業区域は、大阪府大阪市都島区中野町五丁目・都島本通二丁目地内の約0.3km、同市城東区野江三丁目から関目二丁目地内までの約1.4km及び同市城東区古市一丁目地内の約0.5kmの区間とされており、法第3条並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成12年政令第500号）第3条及び別表第1に規定する対象地域内に存するものと認められる。

(2) 大深度地下で施行されるものであること

申請に係る事業は、ボーリング調査等により特定した支持地盤上面から10mの深度、又は大阪市地形図（地図情報レベル2500）にある標高データより設定した地表面からの深度40mに地上高の測量精度や地形の経年変動を考慮した1mを加えた深度41mのいずれか深い方を大深度地下として特定し、地下65mから地下86mの深さで施行するものとされ

ており、法第2条第1項に規定する大深度地下で施行される事業であると認められる。

(3) 小括

したがって、申請に係る事業は、「事業が対象地域における大深度地下で施行されるものであること。」との法第16条第2号の要件を充足するものと判断される。

3 法第16条第3号の要件への適合性

(1) 申請に係る事業を施行する必要性及びその必要性が公益目的に合致していること

一級河川淀川水系寝屋川（以下「寝屋川」という。）は、生駒山地を源に打上川等の支川を合わせて南流し、北流する恩智川と大東市住道で合流し、西に流れを変え、古川、第二寝屋川を合わせ、流域の唯一の出口である京橋口（大阪府中央区）を経て、旧淀川（大川）に合流する一級河川である。旧淀川（大川）に合流した後は、大阪の中心部である中之島を経て、大阪湾に注いでいる。流域内河川の流路延長は約133kmで、寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、古川など大小様々な30河川が網目状に存在している。

寝屋川流域は、東側を金剛生駒紀泉国定公園に指定されている生駒山地、西側を大阪府から南に伸びる上町台地、北側と南側は淀川と大和川に囲まれた東西方向約14km、南北方向約19kmの盆地上の地形をしており、大阪府東部を含む12市（大阪府、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪府、四條畷市、交野市）にまたがり、流域面積は267.6km²である。

本流域は、昭和30年代の高度成長期以降、大阪府へのアクセスの利便性の良さから、市街地の拡大が顕著になり、生駒山地の中腹まで住宅地が形成されるとともに、中小企業の集中も進む等、市街化の進展した地域となっている。一方、本地域は、古くから度々洪水に見舞われており、昭和28年9月の台風13号では5万戸、昭和32年6月の豪雨（以下「八尾実績降雨」という。）では11万戸に及ぶ甚大な浸水被害が発生するとともに、その後も、昭和47年7月の豪雨及び同年9月の台風20号、昭和57年8月の台風10号及び低気圧による豪雨により、甚大な浸水被害が発生している。また、現在、昭和30年代に着手した河川改修事業がほぼ完成し、河道からの溢水や破堤が原因の洪水の危険性は減少している一方、本流域は全般的に低平地であり、その約75%に当たる地域の地盤面が河川水面より低く、降った雨が直接河川に流入できずにポンプにより排水する「内水域」という地理的特性もあり、いわゆる都市型水害の浸水被害が頻発しており、近年では、平成23年8月、平成24年8月及び平成25年8月の局地的豪雨により、床上・床下浸水被害が発生している。

このような状況に対処するため、寝屋川の治水対策として、平成27年3月に策定された「淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画」（以下「整備計画」という。）において、「河川整備の長期目標」として、年超過確率1/100年規模に相当する八尾実績降雨による

洪水を対象に、基準地点京橋口における流域基本高水流量（河川及び下水道以外の流域対応施設の貯留・浸透により処理する流量を含む。）を2,700m³/秒、基本高水流量を2,400m³/秒と定め、本件事業を含む洪水調節施設による調節を経て、計画高水流量を850m³/秒としている。本件事業は、流域における都市化の現状から、河道の拡幅等が非常に困難であるため、地下空間を河道及び調節池として利用する地下河川であり、周辺の河川及び下水道から流入した内水を旧淀川（大川）に排水することにより、基準地点京橋口において250m³/秒を調節することとしている。

一方、整備計画において、今後20～30年程度の当面の目標として、年超過確率1/10年規模の洪水による床下浸水を防ぐとともに、年超過確率1/30年規模の洪水による床上浸水を防ぐこととし、他の洪水調節施設や本件事業の有する流下・貯水機能と相まって、この目標を実現するため、本件事業により、基準地点京橋口において85m³/秒を調節することとしている。このため、本件事業の当面の計画としては、管路部の流下可能流量は250m³/秒としている一方、排水機場のポンプ施設の容量は85m³/秒としている。

このように、本件事業の完成により、寝屋川流域における他の洪水調節施設と相まって、整備計画に定めるように、流域の唯一の出口である基準地点京橋口における洪水時の河道流量を低減させることが可能となり、寝屋川水系における洪水被害が軽減され、流域住民の生命及び財産の保護に寄与することが認められ、本件事業は公益目的に合致した事業であると認められる。

なお、寝屋川流域の枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市で構成する「東部大阪治水対策促進協議会」、同じく寝屋川流域の交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市の各市議会で構成する「東部大阪治水対策促進議会協議会」により、本件事業の整備促進に関する強い要望が寄せられており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

以上のように、本件事業の一部である申請に係る事業は、これを施行する必要性があり、その必要性は公益目的に合致しているものと認められる。

(2) 事業計画の合理性

申請に係る事業により設置される施設等については、整備計画に定められた目標（長期目標及び当面の目標）の達成に必要な流下可能流量及び貯水量を確保する観点から、河川砂防技術基準及びその関連図書に定められた技術的基準等に従い、適正な規模等で計画されているものと認められる。

また、申請に係る事業の事業計画は、平成29年3月23日に変更決定された都市計画（大阪都市計画河川第1号寝屋川北部地下放水路）と整合しているものと認められる。

したがって、申請に係る事業の事業計画については合理的であると認められる。

(3) 大深度地下を使用する必要性が認められること

(1)で述べたように、本件事業は、寝屋川水系における洪水被害を軽減し、流域住民の生命及び財産の保護に寄与するものであり、早期の事業施行が求められるものであるところ、申請に係る事業は、大阪市城東区及び都島区内の高度に土地利用が進んだ市街地を通過する事業であり、用地取得がその事業期間に大きな影響を及ぼすものと見込まれるため、大深度地下を使用することにより、事業期間を短縮し、申請に係る事業の円滑な遂行が可能となると認められる。特に、申請に係る事業の事業区域の一部の直上には、都市計画道路が計画決定されているものの、現時点で事業化の時期の目途が立っていないことから、大深度地下を使用することにより、当該都市計画道路の事業進捗に捉われることなく、円滑に事業を実施可能になるものと認められる。

また、本件事業に係る都市計画（大阪都市計画河川第1号寝屋川北部地下放水路）は、申請に係る事業の区間について、大深度地下において、その立体的な範囲を定めている。

したがって、申請に係る事業の事業区域において大深度地下を使用する必要性が認められる。

(4) 小括

したがって、申請に係る事業は、「事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること。」との法第16条第3号の要件を充足するものと判断される。

4 法第16条第4号の要件への適合性

河川法第9条第1項により一級河川の管理は国土交通大臣が行うとされているところ、同条第2項において国土交通大臣が指定する区間の一級河川における管理は都道府県知事が行うとされており、寝屋川は、同項の規定による指定区間の指定を受けている。また、事業者である大阪府知事は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、事業者である大阪府知事は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、申請に係る事業は、法第16条第4号の要件を充足するものと判断される。

5 法第16条第5号の要件への適合性

法第16条第5号は、「事業計画が基本方針に適合するものであること。」との要件であるところ、

- (1) 大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項、
- (2) 大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項、

(3) 安全の確保、環境の保全、その他大深度地下の公共的使用に関し配慮すべき事項、との基本方針の構成に従い、それぞれの事項において使用の認可に関わる項目ごとに、認可の理由を論ずることとする。

(1) 大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項

①公共の利益となる事業であること

申請に係る事業が、公共の利益に資する事業であることについては、前記3(1)で述べたとおりである。

②事業の円滑な遂行のための方策がとられていること

事業者は、申請に係る事業の事業計画及び大深度地下の使用に関し、物件調査時における住民等への個別訪問による事業説明や資料配布、説明会の開催や事業者のホームページにおける申請書や説明会資料等の掲載により、沿線地域をはじめ、広く住民に周知するための措置を講じていることを確認している。また、説明会の開催に当たっては、事業者のホームページや事業区域沿線の自治体広報誌等によって事前の周知が行われていることを確認している。さらに、説明会の後も引き続き、申請書や説明会資料等を事業者のホームページで公開していることも確認している。

以上のような事情を勘案するに、事業者は、基本方針が求めている住民への周知措置を実施しているものと認められる。

(2) 大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項

①大深度地下空間の利用調整

申請に係る事業の大深度地下空間の利用調整については、事前の事業間調整を行うに当たり、法第12条第1項の規定に基づき事業概要書を作成し、事業所管大臣に送付している。その際、同条第2項の規定に基づき、事業者は官報への掲載を実施し、事業概要書の縦覧を実施している。さらに、同条第3項及び第4項の規定に基づき、法第7条の大深度地下使用協議会構成員を通じて当該事業概要書の周知措置がなされている。その結果、他の事業者からの事業の共同化及び事業区域調整の申出がなかったことを確認している。

②既存の施設等の構造物等に支障が生じるおそれがある場合の措置

申請に係る事業について、前記①のとおり、事業概要書を周知し、関係行政機関に対して意見を求めたところ、他の事業者からの申出はなかったことから、既存の施設等の構造物等に関する支障はないものと認められる。

(3) 安全の確保、環境の保全、その他大深度地下の公共的使用に関し配慮すべき事項

①安全の確保のための措置

申請に係る事業の事業計画において、事業者は、基本方針のうち安全の確保に関する事項を具体化した指針である「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針」（以下「安全確保指針」という。）に基づき、地震、火災・爆発、浸水、停電等の課題について必要な検討を行うとともに、本件事業の特性を踏まえ、特に安全上の課題となる地震等について、施設設計等の面において必要な措置を講じることとしている。

したがって、申請に係る事業の事業計画については、基本方針や安全確保指針の内容に従い、安全の確保に配慮したものになっているものと認められる。

②環境の保全のための措置

事業者は、申請に係る事業について、基本方針のうち環境の保全に関する事項を具体化した指針である「大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針」（以下「環境保全指針」という。）に示された環境保全のための検討項目である地下水、施設設置による地盤変位、化学反応、掘削土の処理、その他（施設の換気等）について、影響の予測を行い、環境保全のための措置を検討、検証することによって、事業の各段階において適切な環境保全措置を講ずることとしている。

申請に係る事業の事業計画による地下水及び地盤変位への影響については、平成30年8月1日に、専門的学識経験者への意見聴取を行った。その結果、事業者の実施した調査、予測、評価は、「環境保全の前提として、基準類に基づくとともに、実績と文献を検討した上で、適切な設計、施工、維持管理を確実に実施すること」を前提に、いずれも妥当とされ、また、留意点として、「モニタリングとして、工事中および工事完成後も一定期間、観測を行い、モニタリング結果に基づき適切に測定期間を設定することにより、影響把握を行うこと」が指摘されたところである。

平成30年8月20日に開催した、法第7条に基づく大深度地下使用協議会において、上記専門的学識経験者の意見を踏まえ、「工事中、工事後、しっかりとモニタリングを実施していきたい」とする事業者の方針を確認している。

なお、申請に係る事業の事業区域周辺では、一般国道1号淀川左岸線延伸部（以下「左岸線延伸部」という。）の工事が計画されているが、事業者は、本件事業の施行段階において、左岸線延伸部の事業者と情報共有・調整を図るとともに、必要に応じ、追加的な調査やそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、施設設置による地盤変位等の環境影響を低減する方針であることを確認している。

したがって、申請に係る事業の事業計画については、基本方針や環境保全指針の内容に従い、環境の保全に配慮したものになっているものと認められる。

(4) 小括

したがって、申請に係る事業は、「事業計画が基本方針に適合するものであること。」との法第16条第5号の要件を充足するものと判断される。

6 法第16条第6号の要件への適合性

事業者は、申請に係る事業により大深度地下に設置する施設が、法令上必要とされる耐力を有することを確認するため、耐力を確認する断面を特定し、国土交通省告示に定める方法に基づいて、各断面において施設の頂面に作用する荷重を算定した上で、各断面の施設に当該荷重が作用する場合の施設の各部材の応力が、その部材の許容応力度の範囲内であることを確認している。

事業者による確認方法が法令や国土交通省告示の内容に従ったものになっていることを検証することにより、申請に係る事業により設置する施設等が、法令上必要とされる耐力を有していることを確認している。

したがって、申請に係る事業は、「事業により設置する施設又は工作物が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以上の耐力を有するものであること。」との法第16条第6号の要件を充足するものと判断される。

7 法第16条第7号の要件への適合性

事業者による現地調査、行政機関への届出台帳の確認等の調査結果から、申請に係る事業の事業区域において、井戸等の既存物件が存在しないことを確認している。

したがって、申請に係る事業は、「事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要となるときは、その移転又は除却が困難又は不適當でない」と認められること。」との法第16条第7号の要件を充足するものと判断される。

8 結論

以上のとおり、申請に係る事業は、法第16条各号の要件を全て充足するものと判断される。